

柴田町特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第1号

柴田町特別会計条例の一部を改正する条例

柴田町特別会計条例（昭和39年柴田町条例第214号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 柴田町土地取得特別会計</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 柴田町土地取得特別会計の令和4年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。